

(別紙)

減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次のⅠ又はⅡのいずれかに該当するに至った世帯について、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合には、減免額の大きいものを適用する。

I 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全部

II 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の3/10以上であること
- ii 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額の算定】

【表1】で算定した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (d))$

【減免額の計算式】

$$\begin{array}{l} \text{対象保険料額} \times \text{減免又は免除の割合} = \underline{\text{保険料減免額}} \\ (A \times B / C) \quad (d) \end{array}$$

【表 1】

対象保険料額 = A × B / C

- A : 対象世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少が見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

(注 1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(注 2) 国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者等」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を 100 分の 30 とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。

ア. 【表 1】の C の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。

イ. 【表 2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。